

令和7年9月17日

被災された皆さま

学校法人常葉大学

## 令和7年台風第15号による被災学生生徒等への経済的支援について（お知らせ）

この度、台風第15号によって被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

学校法人常葉大学では、この災害によって家屋が全壊又は半壊された学生生徒等及び令和8年度入学志願者の皆様に対し、経済的負担を軽減し、就学継続を支援するために、下記のとおり学納金の減免措置を実施いたします。該当される在学生及び入学を希望している方は、各学校に申し出てください。

### 記

#### 1 対象者

災害救助法適用地域に家計支持者が居住する世帯の学生生徒等及び入学を希望する生徒で、次のいずれかに該当する方

- (1) 主たる家計支持者が死亡した方
- (2) 家計支持者が居住する家屋が全壊又は半壊した方

※所得制限があります。

#### 2 支援内容

入学金、授業料及び施設設備費を次のとおり減免します。減免期間は1年間です。

- (1) 主たる家計支持者が死亡した者は全額免除
- (2) 家計支持者が居住する家屋が全壊又は半壊した者は半額減免

※詳細は各学校にお問い合わせください。

#### 3 対象校

本法人が設置する全ての大学及び附属校（園）が対象です。

常葉大学、常葉大学短期大学部

常葉大学附属常葉中学・高等学校、常葉大学附属橘中学・高等学校、

常葉大学附属菊川中学・高等学校、常葉大学教育学部附属橘小学校

常葉大学附属とこは幼稚園、常葉大学附属たちばな幼稚園

以上

#### 【担当】

法人本部企画部企画課 小楠・中川原

TEL 054-261-1356

mail hdokikaku@hdo.tokoha.ac.jp